

【公告】 会員権停止

高槻市紺屋町三丁目二一九
鈴木不動産株式会社
代表取締役 鈴木 勝

右の者は、土地建物売買契約に係る媒介業務において、宅地建物取引業に關し不正又は著しく不当な行為があつたとして、令和三年六月二日付で業務停止二二日間の大阪府行政処分が下されており、本会の名誉を毀損し信用を失墜した理由により、本会定款第一〇条並びに同定款施行規則第一五条第一項及び同第二項第四号の規定に基づき、令和三年八月二日から一年間会員権を停止する。

令和三年七月二八日

一般社団法人大阪府宅地建物取引業協会
会長 高村 永振
会 長
綱紀自主規制委員会
委員長 東門 幸一